

令和3年度以降の福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会について  
(事務局案)

- 本県では、平成19年8月に全国に先駆けて「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」を設置し、医療現場、保険者、販売業者等からのご意見をいただきながらジェネリック医薬品を普及させるための課題と解決策を議論するとともに、様々な取組を実施してきた（主な取組は次ページ参照）。
- 国においては、平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」（いわゆる骨太方針）において、「平成32年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」という目標を設定している。  
また、令和2年11月に開催された内閣府の経済財政諮問会議において、今後の新たな目標について、「目標の達成状況や地域差等を踏まえ、年度内に結論を得る」とされている。
- 本県においても、第3期福岡県医療費適正化計画において、平成35（2023）年度までに普及率（新指標、数量ベース）を80%以上にするという目標を設定し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っている。
- 卸売販売業者に対する流通実態調査においては、ジェネリック医薬品普及率は、調査を開始した平成19年以降、着実に進捗しているものの、直近の結果では、令和2年度上半期75.3%、令和2年9月（単月）76.7%となっており、目標の80%に向け、引き続きジェネリック医薬品の使用促進を図っていく必要がある。
- 一方、市町村ごとの普及率や年齢階級別の普及率に差はあるものの、全体として80%に近づいてきている現状において、県内一律の事業によって効果的な普及率上昇を望むのは困難であるという課題も見えてきている。
- 国が新たな目標を設定するこのタイミングに合わせ、本協議会については今年度までで一区切りとし、これまでの取組と課題を第四期報告書により取りまとめることとする。 ※議題5において、報告書（案）を提示。
- 令和3年度以降は、課題に対応していくため、本協議会の所掌や組織（構成委員等）に関し、関係者からご意見を伺いながら事務局にて検討・見直した上で（令和3年度上半期目途）、国の新たな目標やそれに伴う施策についても考慮した、効果的な使用促進策を協議・実施していくこととしたい。

## <参考>これまでの主な取組

### 1 課題の明確化及び普及状況の調査

- ・ 県政モニターアンケート（平成 19、22、24、26、28、30、令和 2 年度）
- ・ 医療関係者に対する調査（平成 18～26 年度にかけて、病院、薬局に各 5 回ずつ）
- ・ 卸売販売業者に対する流通実態調査（平成 19 年から年 2 回）

### 2 普及啓発

#### (1) 県民向け

- ・ ポスター、リーフレットの作成・配布（平成 19 年度に作成。平成 21、24、26、28 年度に内容改訂。令和 2 年度に子ども及び保護者を対象としたリーフレットを作成。）
- ・ 差額通知事業（平成 21 年度に久留米市をモデル地区として開始。平成 23 年度からは 9 市町 1 広域連合に拡大。現在は県内すべての市町村で実施）
- ・ ふくおか県政出前講座

#### (2) 医療関係者向け

- ・ 福岡県ジェネリック医薬品採用マニュアルの作成・配布（平成 19 年度）
- ・ 福岡県基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト（平成 21、24、26、令和元年度）  
※ 令和元年度は基幹病院における医薬品採用に関する重要度アンケートの結果を加えた資料も作成。
- ・ 福岡県ジェネリック医薬品使用量上位品目リスト（平成 30 年度）
- ・ 福岡県ジェネリック医薬品ガイドブック（令和元年度）
- ・ 医療関係者向け研修（平成 20～24 年度）

### 3 地域協議会

- ・ 筑紫地域、飯塚地域（平成 23～24 年度）
- ・ 八女筑後地域（平成 26～27 年度）
- ・ 北九州地域、福岡地域（平成 25 年度～）
- ・ 田川地域（平成 26 年度～）